

佐賀県バレーボール協会関係の皆様

平素より佐賀県バレーボール協会大会事業へのご支援ご協力を賜りこころより感謝申し上げます。

現在まで新型コロナの影響により各種の大会事業が中止や延期となり、その代替となる大会開催と計画調整にたいへんなご苦勞をおかけしております。

今年度のような大会事業の中止・延期については誰も経験したことのないことでもあり、各連盟、各選手・チーム関係者の皆様にとっても不安や疑問が尽きないものご推察申し上げます。

このように協会運営の進捗についてお知らせするのが遅れてしまい、たいへん申し訳ありません。詳細の資料については省略いたしますが、協会運営を与る役員一同、第2回常任理事会を開催し以下の決定をいたしました。

何卒、後半期の大会事業の開催を見通し、協会関係行事へのご参加ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年4月より佐賀県バレーボール協会は、下記の規約により令和2年度の協会運営・予算執行をスタートしております。

新年度引継ぎのため全国・九州のWeb会議や少人数の各種委員会が実施され事業計画等がスタートしています。

第1回常任理事会、理事会（総会）は集合開催できず、メール回議による令和元年度決算・令和2年度予算（案）審議の結果、承認を得たところであります。

なおその際、役員の中からも、感染拡大の第二波等への不安や仕事・生活のやりくり、子供さんたちの学校・修学への慎重な配慮等、大変苦勞されている状況などを心配するご指導ご助言などがありました。

また、日本バレーボール協会からも『この件について、全国から多くの問い合わせをいただき協議をしたところですが、JVA-MRS個人登録システムは、個人及び登録料に関する規定により、大会参加に登録は必須条件ではあるものの、登録料については大会に参加するためのものというより、広くバレーボールを支える目的もあり納めていただくことで、この登録システムが生まれていることにご理解をいただき、登録についてお願いしたい。』という協議報告と県・各加盟団体へのお願いがありました。

つきましては佐賀県協会といたしまして、生活・仕事の自粛・移動の制限や経済活動への引き締めの中、生活にも困窮されている方もおられますことから、そのような方への配慮をお察りいただきつつ、各部会・連盟の関係する皆様に、JVA-MRS個人登録の趣旨をご理解いただき、登録のご協力をお願い申し上げます。

一日も早く、この状況が改善され、バレーボールが存分にできる日が来ることを願い、くれぐれも体調にお気を付けられお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

記

佐賀県バレーボール協会規約（抜粋）

・  
・

(前略)

第 21 条 理事会は、全役員を以って構成し、会長これを招集する。定例理事会は、年 1 回開催する。但し、会長は、必要に応じ又は理事の 3 分の 2 以上の請求がある時は、

これを招集することができる。

2 理事会は、下記の事項を決定する。

- (1) 事業実績及び決算
- (2) 役員の承認
- (3) 会則(規約、内規、細則)の改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

第 22 条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事及び事務局長で構成し、会長これを招集する。常任理事会は下記事項を決定し、理事会に報告する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 理事会に提出する事項
- (3) 緊急を要する事項
- (4) その他必要な事項

(中略)

第 25 条 本会の運営は、下記の収入により運営する。

- (1) 登録料 尚、登録料は、常任理事会において定める。
- (2) その他の収入

第 26 条 本会に加盟するチームは、毎年 4 月末日までに、別に定める登録料を納入するものとする。ただし、常任理事会の決議により、加盟を拒否することができる。

(後略)

#### 付 則

本会の規約は昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 55 年 3 月 一部改正 昭和 55 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 58 年 3 月 一部改正 昭和 58 年 4 月 1 日より実施する。

平成 4 年 3 月 21 日 一部改正 平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

平成 5 年 3 月 21 日 一部改正 平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

平成 7 年 3 月 21 日 一部改正 平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

平成 8 年 3 月 17 日 一部改正 平成 8 年 4 月 1 日より実施する。

平成 15 年 3 月 15 日 一部改正 平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

平成 26 年 3 月 8 日 一部改正 平成 26 年 4 月 1 日より実施する。

平成 29 年 3 月 19 日 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正 平成 30 年 4 月 2 日より実施する。